

重要事項説明書

(放課後等デイサービス ハッピーポケット)

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 放課後等デイサービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社エルクラフト
代表者氏名	代表取締役 永島浩太郎
本社所在地 (連絡先)	〒747-0836 山口県防府市植松 234-11 Tel0835-28-7155
法人設立年月日	平成23年11月11日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	放課後等デイサービス ハッピーポケット
サービスの主たる対象者	障がい児（18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい児を含む））
事業所番号	放課後等デイサービス 3556400111号（平成31年2月1日指定）
管理者	井上 誠美
児童発達支援管理責任者	井上 誠美
事業所所在地	〒756-0091 山口県山陽小野田市小野田 1320-35
連絡先	Tel0836-43-6813・fax0836-43-6823
事業所の通常の事業実施地域	山陽小野田市・宇部市
利用定員	10名
開設年月日	平成31年2月1日
第三者評価の実施状況の有無	なし

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	株式会社エルクラフトの設置経営する放課後等デイサービス ハッピーポケット（以下「事業所」という。）が行う指定放課後等デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）及び障害児に対し、適正な指定放課後等デイサービスを提供することを目的とする。
運営方針	事業所の従業者は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び

	<p>精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</p> <p>2 事業の実施に当たっては、都道府県、関係市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（年末年始 12月31日～1月3日を除く）
営業時間	平日 10時から19時まで 土、祝日（学校休業日）8時30分～17時30分まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日
サービス提供時間	平日 13時30分から17時30分まで 土、祝日（学校休業日）10時00分から16時00分まで

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構造	軽量鉄骨
敷地面積	493㎡
延床面積	82㎡

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備 考
指導訓練室	1室	療育に必要な物品を備える
事務室	1室	パソコン、複合機、事務用品などを備える
相談室	1室	相談スペース
トイレ	1室	洋式トイレ×1 男性用小便器×1
浴室	1室	浴槽×1 脱衣場

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職 種	職 務 内 容
管 理 者	管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	(1) 適切な方法により、障がい児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう

	<p>に支援する上での適切な支援内容を検討します。</p> <p>(2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成します。</p> <p>(3) 放課後等デイサービス計画の原案の内容を通所給付決定保護者及び障がい児に対して説明し、文書により同意を得た上で、作成した放課後等デイサービス計画を記載した書面を通所給付決定保護者に交付します。</p> <p>(4) 放課後等デイサービス計画作成後、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて放課後等デイサービス計画を変更します。</p> <p>(5) 利用に際し、障がい児通所支援事業者等に対する照会等により、障がい児の心身の状況、事業所以外における指定障がい児通所支援等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6) 障がい児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障がい児に対し、必要な支援を行います。</p> <p>(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>
児童指導員	放課後等デイサービス計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。
保育士 理学療法士	放課後等デイサービス計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。

(2) 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1	児童発達支援管理責任者と兼務
児童発達支援 管理責任者	1		1			1	
児童指導員	1			1		0.5	
理学療法士							
保育士	6	4		2		0.4	
運転手	3			3			

(3) 勤務体系

職種	勤務体系
管理者	平日 10時から19時まで 土、祝日（学校休業日）8時30分～17時30分まで

児童発達支援 管理責任者	平日 10時から19時まで 土、祝日（学校休業日）8時30分～17時30分まで
児童指導員	平日 10時から19時まで 土、祝日（学校休業日）8時30分～17時30分まで
理学療法士	平日 10時から19時まで 土、祝日（学校休業日）8時30分～17時30分まで
保育士	平日 10時から19時まで 土、祝日（学校休業日）8時30分～17時30分まで
運転手	1日4時間程度の勤務

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
放課後等デイサービス計画の作成	通所給付決定保護者及び障がい児の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した放課後等デイサービス計画を作成します。
日常生活訓練	日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等を行います。
集団生活適応訓練	会話、パソコン操作、公共機関の利用練習等を行います。
創作的活動	絵画、工作、園芸等を行います。
更生相談	医療、福祉、生活の相談等を行います。
介護方法の指導	家族等に対する介護技術指導等を行います。
健康指導	障がい児の健康チェック、健康相談を行います。
介護サービス	更衣、排泄等の身体介助を行います。
送迎サービス	希望により、事業所の所有する車両により、障がい児の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行います。

(2) サービス料金（別紙参照）

6 その他の費用について

内 容	料 金
創作的活動に係る材料費	実費相当額
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額
キャンセル料は発生しません。	

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日から利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の翌々月の10日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(1) 現金支払い (3) 事業者指定口座への振り込み</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、児童通所給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
------------------------	--

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 放課後等デイサービス計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向に配慮しながら「放課後等デイサービス計画」を作成します。作成した「放課後等デイサービス計画」については、案の段階で通所給付決定保護者及び障がい児に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

(3) 放課後等デイサービス計画の変更等

「放課後等デイサービス計画」は、障がい児の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者、相談窓口	井上 誠美
------------------	-------

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催します。

その結果について従業員へ周知徹底します。

③ 成年後見制度の利用を支援します。

④ 苦情解決体制を整備しています。

⑤ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

山陽小野田市	山陽小野田市障がい者虐待防止センター（障害福祉課内）
	0836-82-1170
宇部市	宇部市障害者虐待防止センター（地域福祉課内）
	0836-34-8393

10 ハラスメントの対策について

事象者は、利用者の人権を尊重しプライバシーを守る関わり方で支援を行い、下記の対策を講じます。

- ① 明るく開かれた場所の確保をします。
- ② 原則として、同性の職員が排泄介助等を行い、また保護者等と確認した方法で行います。
- ③ 利用者の気持ちや意思を確認していきます。
- ④ プライバシーを守るための配慮を行います。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

①障がい児又はその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、障がい児又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た障がい児又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○ 事業者は、従業者に業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>○ 事業者は、障がい児又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、障がい児又はその家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、障がい児又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、障がい児又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

12 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 0836-43-6813

（対応可能時間 平日 10：00～19：00 学校休業日 8：30～17：30）

13 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

(1)

医療機関名称	医療法人社団さかい内科クリニック
医院長名	坂井久憲
所在地	山口県美祢市秋芳町秋吉5341-3
電話番号	0837-62-1200

診 療 科	内科・循環器科・整形外科・リハビリ科	入 院 設 備	なし
-------	--------------------	---------	----

14 事故発生時の対応方法について

障がい児に対する放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、障がい児に対する放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市 町 村 名	山陽小野田市
	担 当 部 ・ 課 名	障害福祉課
	電 話 番 号	0836-82-1170
	市 町 村 名	宇部市
	担 当 部 ・ 課 名	障害支援係
	電 話 番 号	0836-34-8523

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

保険名 超ビジネス保険

保障の概要 対人・対物・管理下財・情報漏えい事故

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める消防計画に則り、避難訓練を年2回実施します。
防災設備	・消火器 ・避難誘導灯 ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。
消防計画	消防署への届出日：平成29年3月27日 防災管理者：井上 誠美
保険加入	本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社 保険名 超ビジネス保険 保障の概要 火災・災害・休業

16 苦情解決の体制及び手順

(1) 提供した指定放課後等デイサービスに係る障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 相談担当者は、苦情があった場合、相手方に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、相談支援専門員等からも事情を確認する。
- ③ 相談担当者は、直ちに改善策を提示するか、必要があれば関係相談支援専門員、管理者を含め対応を検討する会議を行う。

- ④ 検討後、可能な限り当日、必ず具体的な対応を行う(利用者への謝罪など)。
- ⑤ 記録を台帳に保管し、再発防止に役立てる。

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地 山陽小野田市小野田 1320-35 電話番号 0836-43-6813 受付時間 平日 10:00~19:00 学校休業日 8:30~17:30 受付担当者 井上 誠美 解決担当者 井上 誠美
【市町村の窓口】 (障がい児の居宅がある市町村の障がい福祉サービス担当部署の名称)	所在地 山陽小野田市日の出一丁目1番1号 電話番号 0836-82-1170 受付時間 9:00~17:00
	所在地 宇部市常磐町一丁目7番1号 電話番号 0836-34-8523 受付時間 9:00~17:00

17 心身の状況の把握

指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18 連絡調整に対する協力

放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用について市町村又は障がい児相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

19 他の指定通所支援事業者等との連携

指定放課後等デイサービスの提供に当り、山口県、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

20 サービス提供の記録

- ① 指定放課後等デイサービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に通所給付決定保護者の確認を受けることとします。
- ② 指定放課後等デイサービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、通所給付決定保護者の確認を受けます。
- ⑥ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、障がい者又はその家族は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

21 指定放課後等デイサービス内容の見積もりについて

契約に際して、サービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

22 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	児童がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これ

	に反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、自己の責任において管理していただきます。 自己管理のできない場合は貴重品を事業所に持ち込まないようお願いいたします。
宗教活動・政治活動 営利活動	児童及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の児童及びその保護者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

23 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じています。

① 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組みをしています。

② 災害発生時の業務継続のための措置

災害発生時の業務継続に関する取り組みを求める観点から指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組みをしています。

24 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

25 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記内容について、通所給付決定保護者に説明を行いました。

事業者	所在地	山口県山陽小野田市小野田 1 3 2 0 - 3 5
	法人名	株式会社エルクラフト
	代表者名	代表取締役 永島浩太郎
	事業所名	放課後等デイサービス ハッピーポケット
	説明者氏名	児童発達支援管理責任者 井上 誠美

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用申込者 (通所給付 決定保護者)	住所	
	氏名	
	続柄	
利用者（児童）氏名		

